

熊本県保険医協会 F A X 情報（その 8）

熊本地震による被災者への保険診療の取扱い

この間にお送りした F A X 情報の内容をまとめましたのでお送りいたします。

<参考：厚労省HP「平成28年熊本地震関連情報」>

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431.html>

1. 被災者が保険証を提示できない場合の取扱いについて

次の事項を確認すれば、保険診療が可能です。

< 確認事項 >

1. 氏名
2. 生年月日
3. 連絡先（電話番号）
4. 加入している医療保険者が分かる情報

- ① 被用者保険の場合：事業所名
- ② 国民健康保険の場合：住所と組合名
- ③ 後期高齢者医療制度の場合：住所

※ 保険請求の際には、上記の確認事項をレセプトの欄外上部に記載して
支払基金または国保連合会に提出します。

※ 院外処方せんを交付する場合も、上記の確認事項を処方せんに記載します。

2. 被災者の一部負担金の支払い猶予・免除の取扱いについて

次に該当する場合は、平成28年7月末までに行われた診療・調剤・訪問看護について、一部負担金の支払いが猶予・免除されます。

< 対象者 > ※当面の間は患者の自己申告により判断します（罹災証明書は不要）

- ① 住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした方
- ② 主たる生計維持者が死亡、重篤な傷病を負う、行方不明の方
- ③ 主たる生計維持者が業務を休止、廃止、失職して現在収入がない方

< 一部負担金の支払いが「猶予」される方 >

熊本県内に所在する健保組合等に加入されている方

< 一部負担金の支払いが「免除」される方 >

- ① 熊本県内の市町村国保に加入されている方
- ② 熊本県後期高齢者医療に加入されている方
- ③ 協会けんぽに加入されている方

< 医療機関の窓口での確認 >

住所が熊本県内であることを確認し、一部負担金の支払い猶予・免除の対象者である旨（例：住家が全壊、など）をカルテ等の備考欄に記録します。

- ※ 入院時食事療養費・生活療養費に係る標準負担額については、猶予・免除の対象外とされており、これまでどおり徴収することとされています。
- ※ 一部負担金の支払い猶予・免除に該当する場合は、医療費の10割をレセプト請求します。
- ※ 介護保険の利用料についても、同様の免除措置があります。

3. 既往歴や服薬情報等を把握できない場合の取扱いについて

被災者が“かかりつけ以外”の医療機関に受診し、受診先の医療機関において、その患者の既往歴や服薬情報等を把握できない場合には、患者の同意を得た上で、熊本県国保連合会（又は国保中央会）、支払基金熊本支部（又は基金本部）に照会することにより、患者の罹患情報の提供を受けることが可能です。

- 【熊本県国保連合会】電話：096-365-0811
- 【支払基金熊本支部】電話：096-364-0105
- 【国保中央会】電話：03-3581-6821
- 【基金本部】電話：03-3591-7441

4. 一部負担金の支払い猶予・免除の場合のレセプトの請求方法

（1）以下の2つに分けて熊本県国保連合会または支払基金熊本支部に請求します。

1. 一部負担金の徴収が“ある”レセプト（通常の保険請求をするレセプト）
2. 一部負担金の徴収が“ない”レセプト（10割を保険請求するレセプト）

※ 被災により保険証の提示ができなかった患者のレセプトも、上記の2つに区分けし、他の患者のレセプトと混ぜて請求します。

（2）一部負担金の徴収が“ない”レセプトのみ、欄外上部に赤色で「災1」と記載します。

※ 電子レセプトで請求する場合は、レセプト共通レコードのレセプト特記事項に「96」、保険者レコードの「減免区分」には該当するコード、摘要欄の先頭に「災1」と記録します。

（3）同一患者について、同月に下記①と②の診療分が混在する場合も、①と②の診療分ごとに分けてレセプトを作成し、一部負担金の徴収が「ある・ない」の2つに分けて審査支払機関に請求します。

- ① 一部負担金の徴収が“ある”診療分（震災前）
- ② 一部負担金の徴収が“ない”診療分（一部負担金の支払猶予・免除後）